

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年12月28日

横浜市契約事務受任者  
選挙管理委員会事務局長 小磯 行生

- 1 契約の概要  
第49回衆議院議員総選挙にかかる投開票速報システム用ノートパソコン等のレンタル
- 2 履行（納品）場所  
横浜市選挙管理委員会事務局選挙課及び各区総務課統計選挙係
- 3 契約日  
令和3年9月30日
- 4 履行日又は履行期間  
令和3年10月4日から令和3年11月30日まで
- 5 契約金額  
914,100円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
エイトレント株式会社 東京支店  
東京都品川区大崎1-6-1
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
選挙にかかる速報業務は神奈川県選挙管理委員会が使用する速報システムを横浜市版に構築した「横浜市速報システム」を利用し、横浜市分の速報値や確定値を取りまとめている。  
通常、選挙日当日に使用するためにレンタルするノートパソコンに上記システムをダウンロードする等の環境構築や、神奈川県選挙管理委員会が実施する速報リハーサルに参加し、本番環境での動作確認等の準備をする必要があるため、選挙期日の約3週間前を目

安に市選挙管理委員会にレンタルノートパソコン等が納品されている必要がある。

今回の衆議院選挙では、任期満了1か月前にあたる9月21日時点でも選挙期日が決定していなかったため、至急契約締結しなければ、報道等の情報から想定されていた選挙期日に必要な環境構築等を整えられず、選挙事務の運営・執行に著しい支障をきたすことになると判断したため。

#### 8 契約の相手方の選定理由

直近の令和3年8月22日執行横浜市長選挙にかかる本業務の一般競争入札で選定され、当該物品レンタルを行った経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であったため。

#### 9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙部選挙課